

令和3年12月20日

王滝村新型コロナウイルス対策本部

村主催イベント等の実施可否の運用基準について

村主催のイベント等については、徹底した感染防止対策の実施を前提としたうえでの実施可否の判断を行っているが、令和3年11月19日付けで国から示された「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」及び令和3年11月25日付けで長野県から示された「長野県新型コロナウイルス感染症対策方針」を踏まえ、次のとおり、現行の運用基準を見直すものとする。

1. 基本的な考え方、開催の目安

基本的に人数制限は設けない。ただし、参加者が5,000人超かつ収容率50%超のイベント等を実施する場合は、県の対策方針に従い、主催者に対し感染防止安全計画の策定等について依頼する。それ以外のイベント等については、次項「2. 村主催のイベント・行事を開催するにあたっての留意事項」を担保できない場合は、参加人数を屋内にあっては収容定員の半数以下とし、屋外にあっては人と人との距離を十分確保（目安 1.5m）することとする。また、全国的又は広域的な人の移動を伴うものは、感染状況を見極め判断することとする。

2. 村主催イベント・行事を開催するにあたっての留意事項

(1) 開催前

- 風邪（発熱・咳・のどの痛み・味覚障害・倦怠感含む）症状がある方に対する、入場（参加）可否の可能性について、事前周知を行う。
- 当該イベント・行事の参加者で感染者が出た場合における、保健所等の聞き取り調査への協力について、事前要請を行う。
- 厚生労働省が推奨する「接触確認アプリ」（COCOA）について、事前にインストールするよう協力を求める。

(2) 会場準備

- アルコール手指消毒液等の各所への設置、職員や参加者・利用者に対する、手洗いや手指消毒の徹底を求める。

- イベントや行事の開催目安と同様、参加・利用人数を施設規模の半分以下に制限する。
- 座席の間隔を一人分以上空けるなど、隣との距離を十分に確保（2m程度の間隔、パネルの設置等）する。
- 机や手摺、取っ手などの共用箇所について、複数の参加者が触れるもの・場所については、事前、開催中に消毒用アルコールや次亜塩素酸ナトリウム液等で拭き取りを行う。

（3）入退場時

- 職員をはじめ、参加者・利用者にマスク着用（できれば不織布）を徹底する。着用の無い場合は、配布等の対応を行う。
- 入退時、人の流れを一方通行にするなど、人と人とが交錯する機会をできるだけ減少させる配慮をする。
- 入場時における検温の実施。
- アルコール消毒液を受付やトイレ等に設置し、手指消毒の徹底を求める。
- イベント・行事の開催中に、参加者が大声を出すことを控える旨、周知する。
- 不特定多数の者が参加するイベントにおいては、参加者に連絡先の記載を求める等、感染者発生時に追跡調査を可能とするための手立てを講じる。

（4）開催中

- 会場の換気に努める。（1時間に2回以上・1回5分間以上を徹底）
- 休憩中や定期的にソーシャルディスタンス、咳エチケット、正しいマスクの着用など注意喚起を行う。

（5）終了後

- 机や手摺、取っ手などの共用箇所について、消毒用アルコールや次亜塩素酸ナトリウム液等で拭き取りを行う。
- 参加者名簿について、王滝村個人情報保護条例に沿った適切な管理を行うとともに、健康観察期間終了後、速やかに廃棄する。

（注）上記の項目をすべて満たさない場合であっても、直ちにイベント・行事の開催が不可となるものではない。その形態や会場によってリスクが異なることに十分留意するとともに、感染防止のための対策について十分な検討を行った上で、最終的なイベント実施の可否については、原則、担当課等で判断を行う。